

28 監査報告第11号

平成29年3月30日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様  
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司  
同 宮 原 清 貴  
同 酒 井 伸 二  
同 石 井 茂 隆

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

## 第2期財務定期監査結果報告

### 第1 監査の対象

建設局、教育委員会

### 第2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

### 第3 監査の期間

平成28年12月1日から平成29年3月28日まで

### 第4 監査の方法

今回の監査は、合规性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、徴収関係書、支出負担行為伺書、支出命令書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

#### <主な着眼点>

##### (1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

##### (2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

##### (3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 法令等に基づき適正な監督及び検査を実施し、契約の適正な履行が確保されて

いるか。

#### (4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続並びに管理は適正か。
- ・ 公有財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方法は講じられているか。
- ・ 公有財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

### 1 指摘事項

#### (1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができることとされている。

また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合の使用料については、使用開始日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、一部の自転車駐車場における電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が4月1日であるにもかかわらず、使用開始日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知をしているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

(参考) 見受けられた事例

自転車駐車場	許可物件	使用開始日	納入の通知	納期限
土気駅第1	電柱1本、支線2本	H28.4.1	H28.5.31	H28.6.30
幕張駅第1	電柱1本、支線1本	H28.4.1	H28.5.31	H28.6.30
幕張駅第6外2か所	電柱1本、支線2本ほか	H28.4.1	H28.5.31	H28.6.30
浜野駅第1	鉄筋コンクリート管	H28.4.1	H28.5.31	H28.6.30

## イ 現金出納簿の作成を適正に行うべきもの（教育委員会）

予算会計規則第111条によると、現金取扱員は、現金出納簿を備え、取り扱う現金の出納のすべてを記入しなければならないとされている。

公民館においては、第3類の公民館で収納した現金を第2類の公民館に持ち込み、第2類の公民館が取りまとめて指定金融機関等に払い込んでおり、現金出納簿は、公民館ごとに備え付けられている。

しかしながら、花見川区、稲毛区及び緑区の公民館において、第2類の公民館の現金出納簿と第3類の公民館の現金出納簿とを比較照合したところ、現金の亡失等はなかったものの、第3類の公民館が持ち込んだとされる収納金の額と、第2類の公民館が受け入れたとされる収納金の額とが一致しない事例が見受けられた。

現金出納簿の作成については、公金が市民から負託された貴重な財産であり、厳正かつ確実に取り扱う必要があることを改めて認識し、適正に行われたい。

### （参考）見受けられた事例

公民館 (第2類)	公民館 (第3類)	月 日	第2類受入額	第3類持込額	指定金融機関 への払込額
幕張	花見川	5月25日	(誤) 678円	(正) 628円	628円
小中台	轟	4月5日	(正) 1,340円	(誤) 990円	1,340円
	都賀	4月5日	(誤) 750円	(正) 890円	890円
誉田	土気	6月23日	(正) 5,101円	(誤) 5,100円	5,101円

## （2）支出事務

### ア 高年齢労働者に対する賃金の支出に伴う雇用保険料の免除を適正に行うべきもの（教育委員会）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条の2及び同法施行令第1条によると、高年齢労働者（保険年度の初日（4月1日）において64歳以上である労働者）のうち、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者を使用する場合には、雇用保険に係る一般保険料の額を免除することとされている。

しかしながら、幕張公民館における非常勤職員に係る賃金の支出については、平成28年4月1日現在64歳以上である職員を雇用しているにもかかわらず、当該職員に係る雇用保険料を免除することなく、賃金から相当額を控除していた。

高年齢労働者に対する賃金の支出に伴う雇用保険料の免除については、適正に行われたい。

### (3) 契約事務

#### ア 個人番号関係事務の委託を適正に行うべきもの（教育委員会）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条によると、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

また、本市においては、個人情報を取り扱う事務を委託する場合、当該委託に関する契約書等に、受託者及び受託事務従事者が個人情報の保護に関し適正な措置を講ずるよう、委託の趣旨、目的等に応じて、必要な事項を個人情報取扱特記事項として明記するものとされており、同法の施行等に的確に対応するため、平成28年4月1日から個人情報取扱特記事項が改正されている。

しかしながら、生涯学習振興課における社会保険・雇用保険業務委託については、個人番号関係事務を委託しているにもかかわらず、改正後の個人情報取扱特記事項を契約事項としていなかった。

個人番号関係事務の委託に当たっては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者に必要な措置を講ずる義務が課せられていることから、適正に行われたい。

(参考) 見受けられた事例

課 名	契 約 名 称	契約金額	契 約 相 手 方
生涯学習振興課	社会保険・雇用保険業務委託	500,000円	千葉県社会保険労務士会 千葉支部

#### イ 業者選定審査会等の運用を適正に行うべきもの（教育委員会）

「予算及び契約事務の適正な執行について」（平成24年6月1日付け総務局長・財政局長通知）によると、修繕や業務委託等において、各局の業者選定審査会等を設置し、見積業者の選定や資格要件の設定、随意契約の適正化などに係る審査について機能の強化を図ることとされている。

教育委員会においては、入札参加資格等審査会を設置しており、教育委員会所管契約に係る入札参加資格等審査会設置要綱第2条によると、審査会は、施行決定を省略する場合、他局に入札又は見積の執行を依頼する場合及び別途審議会等により同等の審査を行った場合を除き、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上の契約に係る随意契約の相手方及び理由に関する事項などを審査するとされている。

しかしながら、新港学校給食センターにおける一部の学校給食用物資購入契約については、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上の契約であるにもかかわらず、業者選定審査会等による審査が行われていなかった。

業者選定審査会等の運用については、契約に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、適正に行われたい。

（参考）学校給食用物資購入契約に係る審査状況

購入品目	設計金額	審査状況
一般物資	617,682,055円	×
牛乳	244,254,480円	○
基本物資	239,202,440円	○
青果	144,373,620円	×
調味料	63,079,232円	○
パン及び米穀加工	18,456,132円	×

ウ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（教育委員会）

地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。

また、加曾利貝塚樹木伐採（台風災害等）業務委託に係る仕様書によると、受注者は、樹木を搬出する際の搬出先における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可証の写しを事前に提出するとともに、樹木の積込時及び搬出先への搬入時の写真を提出することとされている。

しかしながら、当該業務委託については、当該業務以外の書類が添付され、また、仕様書に定める写真の提出を受けていないにもかかわらず、契約どおりの履行が確認できたものとして、検査を完了していた。

請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。

(参考) 見受けられた事例

仕様書の要求事項	適否	書類提出状況
樹木搬出先の許可証の事前提出	×	別の搬出先の許可証が提出されていた。
積込時の写真の提出	×	提出されていなかった。
搬出先への搬入時の写真の提出	×	別の搬出先への搬入時の写真が提出されていた。
搬出先が発行した伝票の提出	○	実際の搬出先の伝票が提出されていた。

(4) 財産管理事務

ア 普通財産の貸付を適正に行うべきもの(建設局)

「公有財産管理に係る事務の適正な取扱いについて」(平成19年3月9日付け 財政部長通知)によると、公有財産を市以外の者へ使用させる場合は、普通財産貸付契約等の文書による手続きを行うこととされている。

しかしながら、支線柱及び支線の設置のため、普通財産を市以外の者へ使用させているにもかかわらず、相手方から普通財産貸付契約等の文書による手続きを行っていないかった。

普通財産の貸付については、通知に基づき適正に行われたい。

(参考) 疑義のある物件の状況 (単位: 件)

対象地	支線柱	支線
若葉区加曾利町	1	1

イ 分担金に係る債権の報告を適正に行うべきもの(建設局)

「適正な債権管理事務の執行について」(平成26年4月28日付け債権管理課長通知)によると、複数年度にわたって返還される貸付金などにおいて、当該年度に調定していないものについては、台帳の整備を行うなど適正に管理するとともに、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。

また、「決算に伴う書類の提出について」(平成28年5月10日付け会計室長依頼)によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。

しかしながら、農業集落排水事業分担金については、複数年度にわたって納入されるものであるところ、次年度以降に調定することとなる債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、

財産に関する調書に記載されていなかった。

分担金に係る債権については、債権現在額報告書による報告に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、適正に報告を行われたい。

(参考) 農業集落排水事業分担金について

1 平成27年度決算 債権現在額

対象人数	件数	合計金額
24人	92件	1,355,000円

2 最終納期 平成32年10月

ウ 物品の管理を適正に行うべきもの（建設局）

下水道事業会計規則第17条によると、下水道事業に関する取引を記録し、及び整理するため、企業出納員は、会計帳簿（物品出納簿）を備え、保管しなければならないとされている。

また、同規則第79条第2項によると、企業出納員は、その所管に属する物品の管理を適正かつ円滑に行わなければならないとされている。

しかしながら、下水道営業課の物品については、物品出納簿と物品との照合が行われておらず、管理が適正に行われていなかった。

物品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

エ 著作権の取得に伴う通知を適正に行うべきもの（教育委員会）

公有財産規則第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を取得したときは、台帳副本を整理するとともに、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。

また、著作権法第77条では、著作権（財産権）の譲渡を受けた者が第三者に対抗するために、著作権移転の登録を行うことができるとされており、市の事業の推進に当たって活用しているオリジナルキャラクターのうち、著作者から市への著作権の移転に関し登録を行ったものについては、これに併せて公有財産規則に基づく管財課長への通知を行っている。

しかしながら、加曽利貝塚オリジナルキャラクター「かそりーぬ」に係る著作権については、著作者と市との間で著作権譲渡契約を締結するとともに、著作権が市に移転した事実に関し、著作権法第77条に基づく登録を行っているにもかかわらず、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知していなかった。



著作権の取得に当たっては、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則に基づく通知を適正に行われたい。

(参考)「かそりーぬ」に係る著作権の状況

名 称	種別	登録年月日	登 録 番 号	存 続 期 間
かそりーぬ	絵画	H26. 6. 16	第36734号の1	著作者の死後50年

#### オ 重要物品の管理を適正に行うべきもの（教育委員会）

物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。

しかしながら、重要物品の管理について、廃棄処分しているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されているもの、備品明細一覧表に重複して記録されているもの、備品明細一覧表に記録がないものなどが見受けられた。

重要物品については、備品明細一覧表の記録に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則等に基づく管理を適正に行われたい。

#### カ 敷金等に係る債権の報告を適正に行うべきもの（教育委員会）

「適正な債権管理事務の執行について」（平成26年4月28日付け債権管理課長通知）によると、賃貸借契約に伴う敷金等は、契約満了時に返還されるもので、返還される年度に調定することとなるものであるが、それまでの間においても、市が適正に管理すべき債権であることから、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。

また、「決算に伴う書類の提出について」（平成28年5月10日付け会計室長依頼）によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。

しかしながら、中央図書館・生涯学習センター第2駐車場の賃借に係る敷金については、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。

敷金等に係る債権については、債権現在額報告書による報告に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、適正に報告を行われたい。

(参考) 敷金の状況

対 象 物 件	金 額	払 込 日
中央図書館・生涯学習センター第2駐車場	3,465,000円	H14.11.26

※ 所在地番 中央区弁天1丁目295番1

地 目 雑種地

地 積 1,667㎡

賃借料年額 15,876,000円

キ 行政財産の目的外使用許可を適正に行うべきもの (教育委員会)

公有財産規則第21条第1項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により申請させなければならないとされている。

しかしながら、市立学校、公民館、生涯学習センター、南部青少年センター、市所有の遺跡、埋蔵文化財調査センター及び郷土博物館においては、電柱、電話柱及び支線の設置のため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、相手方から行政財産使用許可申請書により申請させていなかった。

行政財産の目的外使用許可については、適正に行われたい。

(参考) 疑義のある物件の状況

(単位：件)

施設等名称	電 柱	電話柱	支 線
市立学校 (3校分)	1	2	4
公民館 (7館分)	3	1	8
生涯学習センター	0	1	0
南部青少年センター	1	0	1
市所有遺跡 (4件分)	3	1	8
埋蔵文化財調査センター	0	0	3
郷土博物館	0	0	1

ク 都市公園の占用許可を適正に行うべきもの (教育委員会)

都市公園法第6条第1項によると、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の

物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」とされている。

また、同条第2項によると、当該許可を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならないとされている。

しかしながら、教育委員会が管理する加曽利貝塚公園においては、電柱、支柱及び支線の設置のため、都市公園を占用させているにもかかわらず、相手方から申請書を提出させていなかった。

都市公園の占用許可については、適正に行われたい。

(参考) 疑義のある物件の状況

(単位：件)

施設等名称	電柱	支柱	支線
加曽利貝塚公園（加曽利貝塚博物館）	9	1	9

ケ 国指定史跡の管理を適正に行うべきもの（教育委員会）

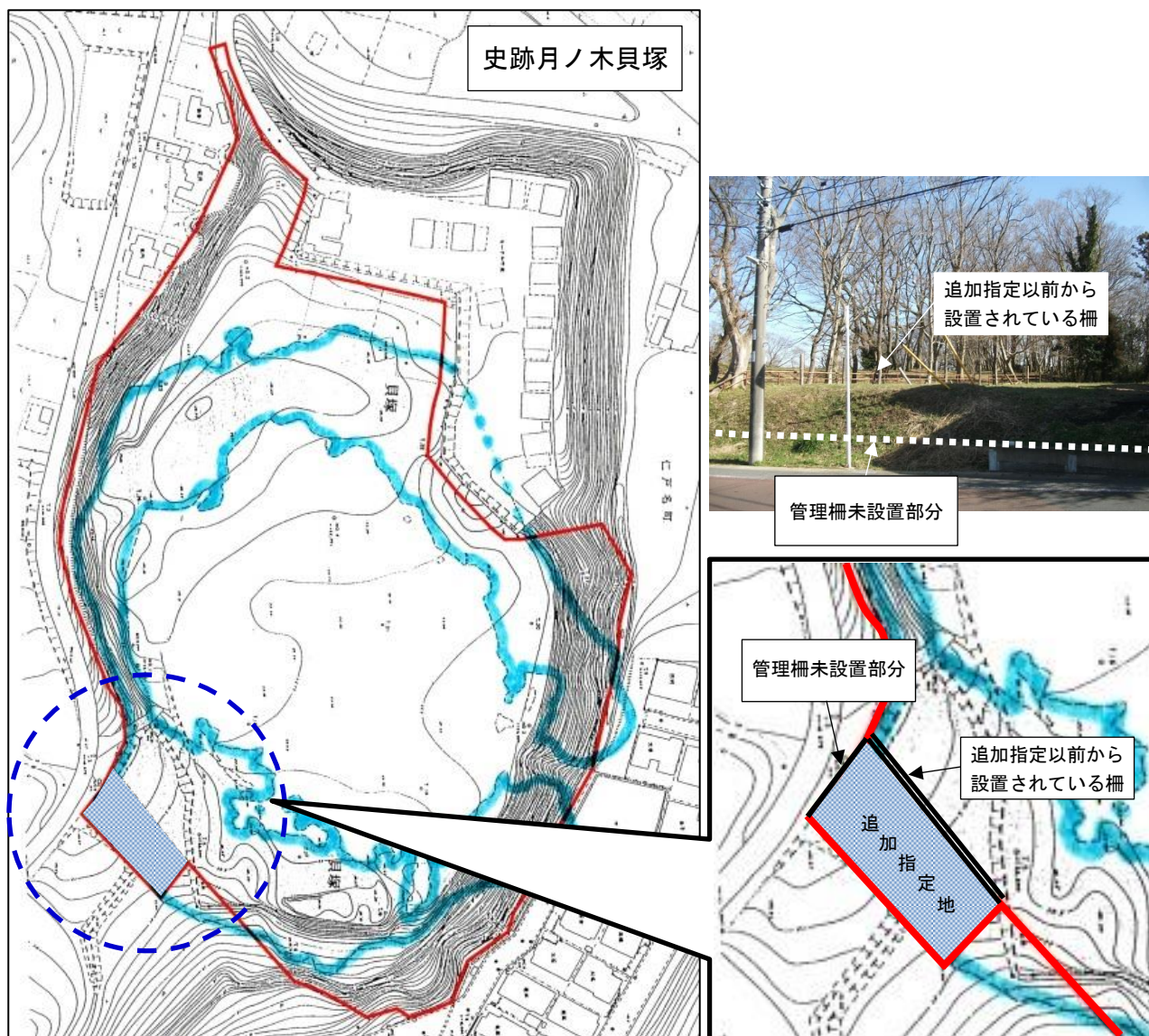
文化財保護法第109条第1項によると、文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡等に指定することができる」とされている。

また、同法第120条において準用する第115条第1項によると、史跡等の所有者は、史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならないとされている。

しかしながら、国の指定史跡である月ノ木貝塚については、平成18年度に追加指定された史跡の範囲に応じた管理用の柵が設置されておらず、また、それ以前に設置した柵を残置したため、柵が史跡の管理に資するものとなっていなかった。

国指定史跡の管理については、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを改めて認識し、その保存が適切に行われるよう、適正に行われたい。

(参考) 確認された状況



## 2 意見

### (1) 支出事務

ア 光熱水費の支出に係る契約の見直しについて（教育委員会）

地方財政法第4条第1項によると、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないとされている。

今回の監査において、光熱水費の支出に対する使用状況を確認したところ、一部の図書館における都市ガス使用料（給湯器等の一般契約分）の支出について、複数年度にわたり基本料金のみ支出している事例が見受けられた。

光熱水費の支出に当たっては、使用状況の把握を行った上で、使途目的に応じた代替措置等の採用が可能な場合については、契約の見直しについて検討されたい。